

南加賀急病センター基金条例をここに公布する。

平成25年 2月22日

南加賀広域圏事務組合管理者 和 田 慎 司（署名）

南加賀広域圏事務組合条例第 1 号

南加賀急病センター基金条例

別紙のとおり

## 南加賀急病センター基金条例

### (設置)

第1条 南加賀急病センター（以下「急病センター」という。）の施設整備費及び維持管理費に充てるため、南加賀急病センター基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、予算に定める額とする。

### (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

### (運用基金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる利益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

### (繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

### (処分)

第6条 基金は、急病センター施設維持管理のため、必要と認めたときに限り、その全部又は一部を処分することができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

### 附 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。